

広島県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

平成二十七年広島県選挙管理委員会告示第六十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十七年二月六日提出の「公明党広島県本部」の平成二十六年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
公明党広島県本部	5 寄附の内訳 【個人分】 藤原 啓介 5,000 広島市安佐南区 年間五万円以下の 14,957,203 もの	5 寄附の内訳 【個人分】 藤原 啓介 5,000 広島市安佐南区 山本 京子 10,000 同市 年間五万円以下の 14,947,203 もの	平成二九年 二月一日